

# 令和5年1月臨時会 文教厚生常任委員会記録

令和5年1月31日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



# 目 次

令和5年1月31日（火） .....	5 頁
--------------------	-----



## 令和5年1月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	1月31日(火)	<p>審査日程の決定</p> <p>文化芸術振興課審査 議案乙第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>こども育成課審査 議案乙第1号、議案甲第1号・第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>生涯学習課審査 議案乙第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育総務課審査 報告第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第1号、議案甲第1号・第2号 〔総括、採決〕</p>

## 1 月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和5年1月31日付託]

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第8号) [可決]

議案甲第1号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例 [可決]

[令和5年1月31日委員会議決]

### 2 報告

報告第1号専決処分事項の報告について

令和5年1月31日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子

文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 中牟田恒

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

#### 5 日程

審査日程の決定

文化芸術振興課審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

こども育成課審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案甲第1号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

生涯学習課審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

教育総務課審査

報告第1号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案甲第1号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

**午前10時46分開会**

**藤田昌隆委員長**

ただいまから、令和5年1月臨時会の文教厚生常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

**審査日程の決定**

**藤田昌隆委員長**

それでは、審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案は、議案3件、報告1件でございます。

審査日程につきましては、本日1日としまして、審査日程の決定後、議案審査としまして、スポーツ文化部、健康福祉みらい部、教育部の順で関連議案の審査を行いたいと考えております。

その後、総括及び採決ということをお願いをしたいと思います。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

**午前10時47分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooo

**午前10時49分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。



部関係分の御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

御説明の中で、今後実施設計も行っていくということでしたが、スケジュールをどのように考えていらっしゃるのか教えていただいていた方がいいですか。

**八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

2月に設計ができればと考えております。

その後、3月に入札ができるようにと現在考えている状況でございます。

**飛松妙子委員**

3月に入札ということであれば、工事は4月ぐらいになるということでしょうか。

**八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

内容が舞台装置機構でして、大ホールの舞台が今年の12月まで予定が入っておりまして、今ホームページで来年の1月以降の貸し止めのお知らせをしているところです。

令和5年度中には終わる予定ですが、工事は来年になります。

**飛松妙子委員**

もともと令和5年度で予定をしていたから、そういう状況だとは思いますが、今回国の補正の内示が来たのは何か理由があるのか、その辺りはどうでしょうか。

**八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

社会資本整備総合交付金の第2次補正の内示があったということでしたので、それに合わせてとなっております。

**飛松妙子委員**

社会資本整備総合交付金というのは毎年あると思うんですが、国が第2次補正とかを言わないと、補正がどのようになるのか分からないという状況ということですか。

**八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

文化会館以外に公園施設設備等々合わせての補助になってきますので、当課だけではなく、関係部署との調整も必要になってきますし、県との調整も必要になってくると伺っております。

**飛松妙子委員**

ということは、調整をした結果、文化会館の交付金を頂くことができたということで、公園とかその辺りの予算っていうのは、どのようになっているかは分からないですね。







款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費、節18負担金、補助及び交付金について、御説明申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

事業名は、保育所等ICT化推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、保育所等におけるICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、保育に関する計画・記録、園児の登降園の管理、保護者との連絡に関する機能等を有するシステムを、未導入の施設への導入に対して支援するものでございます。

対象施設といたしましては、認定こども園2園及び地域型保育事業所の小規模保育事業所1園でございます。

事業費につきましては、市の歳出額として、1園当たり80万円、3園で240万円を保育所等業務効率化推進事業費補助金として計上いたしております。

240万円に対する国の補助割合が4分の3となっております。

今回の事業実施により、市内保育所17園、認定こども園3園、地域型保育事業所の小規模保育事業所3園の全園で登降園管理システム等のシステム導入がなされることとなります。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

事業名、保育所等安全対策事業でございます。

事業の目的といたしましては、園児のバス送迎に当たっての安全管理の徹底を図り、子供の安心・安全を確保するものでございます。

事業の内容といたしましては、園児の送迎用バスへ国土交通省が策定いたしました、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに準拠する安全装置の導入を支援するものでございます。

対象として、市内の認定こども園で送迎バスを保有している園は1園のみでございまして、その園では、バスを2台保有しております。

補助基準額がバス1台当たり18万円となっていることから、事業費は2台分の36万円となっており、全額国の補助となっております。

なお、幼稚園につきましては、県所管となりますので、県担当課にて事業に取り組まれます。以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

**樋口伸一郎委員**

3ページをお願いします。

I C T化の推進で私のほうから質問させてください。

これで全園導入済みとなりますという御説明だったんですけど、当初からばらばらに導入に至ったというところ。

予算の流れからしても、一斉の方が分かりやすく、公立以外も含めて全園での足並みもそろるのが理想だったんですけど。

導入済みに至った経緯が、順番に何園ずつとか計画性があったわけでもなかったの、その辺の理由を教えてくださいませんか。

#### **林康司 とも育成課長**

令和2年度に保育所17園は導入をしましたが、その時点でも、認定こども園のカトリック幼稚園と神辺幼稚園へ打診はしていたんですけど、導入する体制が整ってないといったところで見送られたところがございます。

今回、再度の事業実施に当たりましては、地域型保育事業所が新しく1園開園したことと、国の持ち分が少しかさ増しになりまして、取り組みやすくなったのかなということもありまして、今回事業の取組に至った次第でございます。

#### **樋口伸一郎 委員**

新しく建った地域型保育事業所の分というのは理解できました。

認定こども園が導入できる環境になかったっていうのは、国からの金額のことを言われましてけれど、予算的なものですか。

#### **林康司 とも育成課長**

こちらとしては、保育所等で導入してますのでいかがですかということで促しはしたんですけども、園の判断でその時点では導入されなかったということでございます。

#### **樋口伸一郎 委員**

ありがとうございます。

そこから先は介入できない部分の内容でもあるかと思いますので、分かりました。

そうしたら、その続きなんですけど。

この目的が、I C T化の推進をすることによって、保育士の業務負担の軽減を図るということで、今後入れられていく園については、効果とか影響がどのように出るかというところになるんでしょうけど、当初に入れてきたところは、ある程度どのような効果があったか、保育士さんの業務負担軽減に実際つながったかっていうところが見えてきてるかなと思うんですけど、公立園中心でいいので分かり得る情報を教えていただきたい。

#### **豊住佐知子 とも育成課 鳥栖いづみ 園長**

効果的には、保護者との連絡での出欠管理が見える化してやりやすくなりました。

朝もＩＣタグで登園が分かりますし、夕方の帰る時間もはっきり分かります。

それと、災害時の緊急連絡もメールで一斉にできますので、大雨のときとかに特に使わせていただけていますが、連絡しやすくなって、記録確認もできます。

誰に連絡が行ってないかもはっきり分かり、使いやすくなっております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

これは保護者さんのほうにも影響してくるでしょうけれど、今の方々って携帯とかタブレットもお持ちなんで、それなりに一定の効果があつたものとして認識させていただきます。

最後です。

導入から数年たつので、今までに入れたところは、継続とか更新とかも出てくるかと思うんです。そこをどのように考えてあるか。

今後と同じような状況で、引き続きＩＣＴ化を推進するならいいですけど、以降の継続については私立園は費用を持ってくださいとか、導入に至っては行政が支援しますが、今後継続して使っていくなら各々の園で予算をつけてやってくださいとか、考え方がいろいろできると思うんですよ。

ですから、そこら辺の考え方を教えていただけますか。

#### **林康司こども育成課長**

各園導入されたシステムが、レンタルなのか購入なのか、ソフトの更新等々もシステム業者によっていろいろ対応は違ってくると思います。

導入についての補助でございまして、後はいろんな給付金の中で賄っていただくことになっております。

#### **樋口伸一郎委員**

最後の質問です。

継続をしないっていう園が出てくるかもしれないじゃないですか。

そういう場合は、行政としてこのＩＣＴ化の推進をどのように推奨されますか。

#### **林康司こども育成課長**

導入をされない判断をされた経緯を伺って、そのシステムの使い勝手が悪かったのか、ほかの業者等々があればそちらを協議するとか。

または保護者がどういうふうに……、逆に求められるかといったところも園と協議しながらできる限り進めていただければと思っております。

#### **樋口伸一郎委員**

ぜひお答えどおりお願いします。

せっかく足並みをそろえましたんで、ここから環境を構築していかんと、ここから先ばらばらになる可能性もあるので、今言われたような様々な可能性を検討しながら、お答えにもあったように一定の効果が見えてるということなので、やっていけば効果は拡大していくかなと思いますので、ぜひよろしく願いしときます。

終わります。

#### **成富牧男委員**

ここに書いてあるとおり、目的は保育士の業務負担の軽減を図ると。

その効果も見えてきたというお話が今やり取りであったと思いますが、そもそも保育士の業務負担の軽減を図るならばっていうところで、ちょっと見解だけお伺いしたいんですが。

今の保育士配置基準に、ゼロ歳児は3人に1人。5歳児だったら30人に1人。

そういうのがありますよね。

戦後すぐこの基準が決まって、ずっと変えられてないっていう。

それがやっぱり問題の根本にあると思うんですよ。

保育士は千手観音みたいとかいう表現がありますけど。あっちから先生、こっちから先生って、そんな感じ。

だから根本的には、そこら辺にメスを入れんといかんと思うんですけど。

恐らく国に対しては、福祉事務所とか市長会とかやっておられると思いますけど、そういう国に対する申入れについてはやられてるんですか。それともないんですか。

それと併せて、1回で終わるように。

そういう配置基準についての今の現状についての見解を。

以上です。

#### **林康司こども育成課長**

保育士配置の基準等について、現在国等には要望はいたしてないところでございます。

現場におきましては、できる限り受け入れていただくように調整しながら、なおかつ、保育士の負担がかからないようにというところを踏まえながら、受入れの人数を園と協議して調整しているところでもございます。

あと、加配や保育士等々の配置も合わせながら、単純に年齢に応じた配置にならないようにというところでの対応はしていきたいと考えております。

#### **成富牧男委員**

当初予算ももうすぐあるので、あとはその中で少し詳しく議論させていただきたいと思います。

終わります。

#### **中川原豊志委員**

この事業費のところ、3園で240万円、1園に80万円という話があったような気がするんですけど。

例えば、認定こども園の園児の数と先生の数と地域型小規模保育事業所の園児の数と先生の数って違うと思うんですね。

それでも一律で80万円とした場合、園の負担とか、もしくは余ったとかいうふうなことはないのかどうか。

この事業費は、あくまでも基準額、上限額っていう考えなのか。

園の規模によって違うと思うんだけど、その辺どうなのか教えてください。

#### **林康司こども育成課長**

基準額につきましては、1事業所当たり100万円の中で、事業者負担が5分の1ということで、国、市の分が80万円という負担割合になっております。

令和2年度に実施した内容では、小規模のところでも、100万円以上使われている園と、100万円に至らなかった園とそれぞれございます。

どういったシステムを入れられるのか……、パソコンとかも購入なのかレンタルなのか、そういったところでも違いが出てくるかと思いますが、基準額としては一緒でございます。

#### **中川原豊志委員**

基準額にしようとした場合、例えば、認定こども園とか人数が多いところもあると思うんですけども、100万円以上かかった場合は事業者負担になってしまうということですか。

#### **林康司こども育成課長**

基準額の100万円を超えた分につきましては、施設の負担となります。

#### **中川原豊志委員**

これは個人的な感想ですけども、やっぱり園児の数とか先生の数とかそういったものがある程度考慮した事業費負担があったほうがいいのかと思ったところです。

これは意見です。

#### **飛松妙子委員**

まず確認から、未導入の保育所、事業所さんはあるのかどうか。

先ほど補助金を活用して、いづみ園さんが効果があるって御報告をいただいたんですけど。

例えば、補助金を出した、よその保育事業者さんに対して、どういう効果があるのかを市に報告をいただけないのか。

もう一つは、例えば保護者とのやり取りがかなり楽になったっていうことであれば、時間

を数字で効果が出せるなら——このICT導入は続けて行くことが大事だからと樋口議員も言われておりましたが、逆にやめていただかないようにするために、ほかの園では効果がこのように現れているとか、あなたの園では、どのような効果が現れているのかっていうのを鳥栖市が知ることで、指導もできるのかなと思うんですが、その辺りのことができるかどうか教えていただきたいです。

#### **林康司 とも育成課長**

まず、未導入の保育所があるかどうかということですがけれども、認可保育所、ゼロから6歳までの保育所等は全て導入済みでございます。

私立の効果ですが、導入時に事業の効果の御報告をいただいております、今後につきましては、保育園会等々で、使い勝手というか——こういうシステムであれば、こういう使い方もあるんじゃないかというような情報共有をしていただきたいと思いますと思っております。

時間の効果につきましては、それを積算する時間というか業務というか、そこが発生するかと思いますので、あまり負担にならないところで体感的なものの効果を聞き取ってまいりたいと思います。

以上です。

#### **飛松妙子 委員**

何にしてもそうですけれど、やっぱり効果が出ないと長続きしないと思いますので、どこかの園がモデルになるのであれば、どういうことをしてこういう効果が出たのかっていうところを共有していくことで、鳥栖市の保育に関わる事業所さんが全てシステムの導入をすることによって、いろんな面での改善や保育士の負担軽減につながるようお願いしたいと思います。

それと、どのようにして出欠のやり方をされているのか。

以前問題があった園は、ICTを導入しているんだけど、出席していないのに欠席にせずに出席にしていたってことがあって、問題が起きたと思うんですね。見てないのに、出席扱いにしたって。

そこを、どのように事故を防ぐようにされてるのかを教えていただきたいです。

#### **豊住佐知子 とも育成課鳥栖いづみ園長**

まず、保護者がICタグを使って打刻をする確認をします。

朝の9時過ぎ、遅くとも9時半には、朝の会で出席を確認して、それまでには給食の人数確認をするに当たり、コミュなび……、ICと実際とをしっかりと結び合わせて報告をしておりますので、そこで手落ちがないようにしております。

#### **飛松妙子 委員**

打刻は、子供たち本人がするのか、それとも保育士さんがされるのか、どのようにされて  
ありますか。

**豊住佐知子 子育て課鳥栖いづみ園長**

保護者の確認の下、園児と保護者でしていただいています。

**飛松妙子 委員**

いづみ園さんに関しては保護者の方が送迎をされるので、保護者の下、されるということ  
でした。

それでは、送迎用バスがある園に関しては、保護者はいらっしゃいませんので、誰がそこ  
をするのかとかそういうことがとても大事になってくるかなと思います。

把握していれば教えていただきたいんですが、把握されていらっしゃらなければ、そこを  
今後どのようにされていくかが課題かなと思うんですが、いかがでしょうか。

**林康司 子育て課課長**

現在バスを持ってあるところは、同乗されてある運転手ないし先生が、乗車時、降車時の  
人数チェックをされてありますし、車内の点検をされてあるということで伺っております。

**飛松妙子 委員**

バスを導入している園は、ICTを導入されていますか。

**林康司 子育て課課長**

今回、ICTを導入されますので、バスもまだ導入はされてありません。

**藤田昌隆 委員長**

ちょっとごめん。

ICT化はいいんだけど、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライ  
ン」これは具体的にどういうものをどういう形で——ボタンを押して、どうのこうのって  
いてるんやけど、どういうふうになるわけ。

安全装置の導入はどういう形かそこから説明して。

ぐちゃぐちゃになってもう訳が分からん。

飛松議員、はっきり言って。

**飛松妙子 委員**

私は、送迎用のバスを使っている園がICTの導入をされて、出欠確認をされてますかっ  
ていうのをお聞きしたかったんですね。それに対してお答えをいただいています。

**林康司 子育て課課長**

バスを運行している園につきましては、今回ICTを導入されます。

**飛松妙子 委員**

バスをお持ちの園が4園あって、その内カトリックさんが今回初めてICTを導入されるということですか。

#### 林康司 とも育成課長

まずバスを持っているのが、認定こども園のカトリック幼稚園1園と幼稚園3園です。

すみませんが、幼稚園につきましては、市の所管ではないので、出欠等のICTを導入されてあるかどうかというのは把握はいたしておりません。

繰り返しになりますけれども、カトリック幼稚園が今回ICTの導入をいたします。

以上です。

#### 藤田昌隆 委員長

よろしいですか。

要するに、子供が乗るバスは、幼稚園どうのこうのじゃなくて、私立も含めて、バスで送迎する場合は全部つけないかんわけよ。

認定こども園のどうのこうのとかそういうのは関係ない。

だからまず、認定こども園のバスを持ってるところをしましょうと。

それプラス本当は同時にせないかんのやけど、私立であれば、送迎バスを持ってるところ全部せないかんとよ。

そこをあまりにも区切り過ぎとるけん、何かおかしいなということと、ICT化の推進で認定こども園と地域型どうのこうのって書いてあるけど、何で園の名前をきちんと載せんのかなといつも思う。だって認定こども園とあと新規で出来た1園しかないと。

それなのに、何で認定こども園だけの名前で話すのかよく分からん。

何か意図があるわけですか。

#### 林康司 とも育成課長

意図はございません。申し訳ございませんでした。

今後は少数の場合には記載してまいりたいと……

#### 藤田昌隆 委員長

ちょっと書けば済むことであって、何で今までせんやったと。

地域型保育事業所だって、これ新規やろう。

新規なら新規で、何というのが出来ましたとかさ。

皆さん方はちゃんと知ってるだろうけど、初めて見る人は分からんじゃん。

分からんままに審査できんわけ。

ということで、できるだけ分かりやすく超具体的に——安全装置のガイドラインってどうということ。ダブルチェックでやるんですか？例えばカードを入れて、降りるときにカードを



当てて、それでまた運転手さんも保育園の先生もバスの中を奥まで見て、ダブルチェックせないかんわけですよ。

だって、閉めたら地獄が待ってるわけでしょう。たったそんなだけで地獄ですよ。

だからこういうICTに頼り過ぎてもいかんわけ、ダブルチェックをせんと。

だからきちんと導入を支援するとかいうときは、どういう形の導入をするんですかって。

こんな簡単なことでも、きちんとしてくれん。

園の名前とか、どういう使い方になるんですよとか、ダブルチェックでするんですよとか、そういうのをぜひ。

審査するほうにとっては、わざわざこういうことを聞かないかん。

相手がどういうふうに見るか、そこまで分かった上でこういう書類は作ってほしい。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

委員長が言われたところです。

安全装置をつけたから大丈夫じゃないわけですよ。

あくまでも、安全装置は安全装置で、あったほうが間違いないだろうと。

ただその前に、乗車した子供たち、また降りた子供たちの確認とかそういうのをきちんとするマニュアルがどうなってるのかというのを、分かる範囲で教えてほしいなと思う。

幼稚園はうちの所管じゃないから分かりませんじゃなくて、多分マニュアル的なものは同じだと思うわけ。

後で、生涯学習課のなかよし会のほうも入ってくるばってんが、そこもマニュアル的には同じだと思う。

その辺のところは、きちんとこういうマニュアルがあって、こういう安全設備もありますというところを詳しく教えてほしいっていうふうなところだと私は思います。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございます。

#### **林康司こども育成課長**

御指摘ありがとうございます。

今回、安全装置を国の補助により導入ということになった経緯につきましては、今までも運転手なり、同乗された先生により、車内の点検等されてあったかと思うんですけども、それも園でマニュアルをつくってっていうところもあった中で、それに応じてしっかりチェックをされてあったところではあったかと思うんですけども、やはり人が変わったとか、そういったところで、残念ながら昨年、一昨年の事故、事件に至った経緯があったと考えて

おります。

その中で、今回国が安全装置っていうものの導入を推し進められる中で、二重、三重チェックの一つの手段として、今回導入を図られるところであります。

今回の安全装置につきましては、降車時の確認式の装置及び自動検知式の装置ということで、エンジンを停止すると車内の確認を促す警報が鳴って、きちんと確認をした後に、車内車両後部の装置を操作すると警報が停止する装置。

自動検知式につきましては、エンジン停止から一定後にセンサーが働きまして、車内検知して、置き去りにされた子供を検知すると、車外向けに警報が鳴る仕様というふうにガイドラインの中で示されてあるところでございます。

ガイドラインに基づいた機種等々を開発できる業者を国のほうで選定されてあるところではありますけれども、園でもそういったことに応じた機種を設置していただいて、設置していただいた中でも、今までの人による確認とこういった安全装置での確認、また第三者の確認等をしていただくことによって、事故が二度と起きないように対応をしていただくように、また確認をしていきたいと思っております。

#### **樋口伸一郎委員**

めちゃくちゃどうしても気になるところが一点あるので教えてください。

3ページのシステム導入のところに関してです。

そもそも、こども育成課自体がどのような種類のシステムがあるのか——公立は出欠確認のシステムとかおっしゃったですね。Aシステム、Bシステム、Cシステムがあって、私立園もこのいずれかを選んでるはずだとかを把握されてるのか。

システムもいっぱいあると思うんですけど、どういうシステムがあって——公立に限らず、私立とか地域型保育事業所がどのようなシステムの中から選んでるっていう認識はされてるんですか。

個別に全部言わなくていいので、されているのかっていうところ。

#### **林康司こども育成課長**

システムということは、その会社ということで……

#### **樋口伸一郎委員**

会社もしかり、内容もしかりです。

#### **林康司こども育成課長**

会社につきましては、こういった業者をされてあるということでは把握をしております。

内容につきましては、補助対象に必要なシステムが、先ほど申しました保育に関する計画記録のシステムと、園児の登園、降園の管理をするシステム、保護者との連絡に関する機能

を持つシステム、この3点を入れていることが補助の条件にもなっておりますので、その3点は少なくとも入っているところでございます。

**樋口伸一郎委員**

どのようなシステムを入れられているのかは確認をした上で、把握をされているということだと思います。

ただ、様々な議員さんがやり取りしていく中で、御答弁の中に、私立においては出欠確認のシステムを導入されているかは分かりませんか、どういうシステムを導入されているか分からないみたいな答弁がちらほら入ったんですよね。

公立は別ですよ。（発言する者あり）

どこを入れられたかは個別には分からんでしょうけど、さっき言われた選択肢の中からは入れているはずだというのが分かるはずなんですよね。

少なくともこの中から選んでというのが分かると思うので——僕がすごい気になったのは、公立は状況が分かっている上でやっているけど、私立……。幼稚園も含めて、この事業費用を出すに当たって、分からないことがあるにもかかわらず事業費だけつけてるのかなというふうな認識をしたもので。

そこを教えてほしいです。

きっちり把握しとかないかんと思うんですけど。

**林康司こども育成課長**

すいません、説明が足りない部分があって誤解を生じさせてしまったかと思っておりますけれども、把握してない分につきましては、幼稚園のみでございます。

保育所が入れてあるシステムの業者及び内容につきましては、把握いたしております。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、幼稚園は担当課の兼ね合いから把握ができないということですか。

**林康司こども育成課長**

幼稚園も取り組まれて補助があるということであれば、県で取り組まれることになりますので、そういったところで把握ができてない状況でございます。

**樋口伸一郎委員**

じゃあ、県が把握してるから県に準じてお金を出しているということになるんですか。

県が全部出してるということになるんですか。

**林康司こども育成課長**

幼稚園につきましては、県の所管でございますので、入れてあるような手続があれば、県のほうで把握していると考えております。

## 樋口伸一郎委員

そうしたら分かりました。

保育園に限ってお尋ねですけど、保育園ではAのシステムを入れてるとかまでは分からないとしても、限られたシステムの会社から選ばれて、関連するシステムを導入しているという認識は保育園ではできているということなので……、できてますよね？

できていらっしゃるということなので、それに基づいて、市が負担すべき事業費をつけているということじゃないですか。

なので、その事業費を出しているということであれば、やっぱり行政として一定の公費を使っていますから、私立といえど、どのような効果が見られますとかを聞く権利もあると思うんです。

保育会とか通さずに直接事業費出していますからね。

だから、効果はどうか、教えてもらえませんかとかいう話を聞く権利も一定あると思うんで、ぜひ聞いてほしいなって思うんです。

聞かれてるんであれば、聞かれた状況を教えてほしい、聞かれてないんであれば、今後どうしていきたいのか考え方を教えてほしいです。

## 林康司こども育成課長

導入から数年たってますので、数園に改めて伺いましたが、先ほどの公立園と同様に保護者との連絡が簡易になった、登降園のシステムで管理が簡単になったっていうところがある一方、システム会社によって登降園をしたというチェック管理が園の敷地に入ってからとか、タグとかいろんな対応があるようなので、延長保育のときとかに若干対応が——1秒遅れたとかそういったところでの弊害があったというようなお話も伺っているところでございます。

## 樋口伸一郎委員

そうやって聞いてもらおうと、効果がありただけじゃない話も出てくると思うんです。

公費使っていますから、聞く権利もありますから。

ですから、やんわりにもいいんで、一定の園とかじゃなくて全部に、公費使っていますんで状況を教えてくださいって。

悪いことを言われた園に対しては、今後の課題も見えてくるわけです。

せっかく足並みがそろったので、そこから課題を洗い出して改善していくということもできますので、ぜひ聞き取りを行って、そしてまた委員会のほうにも報告をしていただきたいと思います。

よろしく願いしときます。

## 成富牧男委員



## 基準を定める条例の一部を改正する条例

### 議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 藤田昌隆委員長

次に、議案甲第1号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 林康司こども育成課長

ただいま議題となっております、議案甲第1号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案甲第2号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料につきましては、鳥栖市議会臨時会議案の3ページ及び4ページとなります。

改正の理由につきましては、国の府省令でもございます、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、民法第822条の懲戒権の規定の削除に伴い、新たに児童の人格の尊重等に関する規定を設けるとともに、懲戒権の規定を削除する児童福祉法の改正を受け、児童福祉関連府省令の一部改正として、国の特定教育・保育施設の管理者の懲戒権限の濫用禁止に関する規定及び家庭的保育事業者等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。

#### 藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

#### 成富牧男委員

よく分かりませんでした。

極端に言うと、法改正があったので条例も改正しますじゃなくて、どういう理由で法改正があったのか中身が大事と思うっちゃんね。

**林康司こども育成課長**

改正前の民法第822条につきましては、親権を行う者は規定により監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定されておりました。

児童虐待を正当化する口実に利用されているという指摘があり、平成23年の民法改正時に規定の削除を含む見直しが検討されておりましたが、その時点では削除は見送られていたということです。

ただ、昨年末に改めて改正の経緯を経て、今回児童福祉法も改正となりましたので、併せて改正をいたすところでございます。

**藤田昌隆委員長**

これからいったら、虐待してもいいよというふうにとられるという……(発言する者あり)

**林康司こども育成課長**

ちょっと説明が長くなりましたので……。

民法上で、懲戒することができるというふうにより規定されてあった懲戒権が削除されまして、それに付随する法省令等も懲戒に関する文言が削除されることになりましたので、今回改正となっております。

**藤田昌隆委員長**

要するに、何で国が法改正をしたかというのと、こういう事件があつて、事例があつて、こういうのがあるからこういうふうになりましたとか、本当はそこなんですよ。

林課長、もう一回そこをはっきり言って。

**林康司こども育成課長**

懲戒権を削除するというので、その懲戒ということが児童虐待を正当化する口実に利用されてあるという指摘がございましたので、今回その懲戒を削除されたところでございます。

**藤田昌隆委員長**

これでいいですか。

**成富牧男委員**

はい。

**藤田昌隆委員長**

田村議員はよろしいですか。

**田村弘子委員**

はい。

**藤田昌隆委員長**

永江議員はオーケー？

永江ゆき委員

はい。

藤田昌隆委員長

これ、第1号と第2号はほぼ一緒ですか。

林康司こども育成課長

一緒でございます。

藤田昌隆委員長

ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そうしたら、もう時間もこれですから。

これぐらいに収めて、あと教育部関係ありますんで、生涯学習課と教育総務課を午後からしたいと思います。

昼食のため暫時休憩をいたします。

午前11時55分休憩

oo

午後1時10分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oo

生涯学習課

議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

藤田昌隆委員長

これより、生涯学習課、教育総務課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第1号、報告第1号となっております。



まず、令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

ただいま議題となりました、議案乙第1号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）中、教育部関係について御説明をいたします。

委員会資料の2ページ目をお願いいたします。

まず歳入について説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、市内に設置されております放課後児童クラブが保有する送迎用バスに対しまして、置き去り防止のための機器設置に必要な経費の国庫補助分でございます。

次に、歳出のほうをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節18負担金、補助及び交付金、放課後児童安全対策事業補助金につきましては、資料の3ページ目をお願いいたします。

本事業につきましては、放課後児童クラブに通う児童のバス送迎に当たっての安全管理の徹底を図り、子どもの安全・安心を確保することを目的として、歳入でも説明いたしましたが、市内放課後児童クラブが保有しております送迎用バスへ、国土交通省が策定いたしました「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に準拠する安全装置の導入を支援するための補助でございます。

対象施設につきましては、一つの放課後児童クラブでバスを1台保有されておりますので、その経費を18万円お願いするものでございます。

この18万円の基準につきましては、県の基準などを参考に決定をしたところでございます。以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

どこなのかっていうのを説明の中で入れてもらえばよかったのに。

それと、午前中に保育所の関係でもかなり話を聞いたんですが、事業費の18万円、国が10分の10は分かりますけど、一般的に事業費はどれぐらいかかるんですか。どれぐらいをカバーしてるんですか。

そこら辺をちょっと聞きたい。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

まず1点目の、どこがというところでございますけれども、放課後児童クラブげんきが、送迎用バスを1台保有されておりますので、そちらの導入を予定しているところでございます。

それから、経費の部分につきましては、現在来ている事業者のリストと製品のリストでいきますと、製品の本体価格が7万7,000円から14万円ほどするものでございます。

それから、取付けにかかる費用として、約5万5,000円から7万7,000円までと様々でございます。

物によっては18万円では足りないものもございしますが、基本的に18万円以内で本体価格、それから設置費用まで賄えるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

これに補助基準額って書いてあるったいね。

補助基準額の内訳とか、こんなのは該当せんというのがあるわけやろう。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

この補助基準額の考え方につきましては、国が示しているところによりますと、市場価格を踏まえた価格で定額の補助ということになりますので、今回国が出しておりますリストに掲載されているメーカー、それから製品などについては、基準額以内で設置をされれば全額補助になるということで考えております。

#### **成富牧男委員**

分かりました。

#### **樋口伸一郎委員**

同じく3ページでお尋ねです。

2の事業内容の最後に、安全装置の導入を支援ということで、内容については全て分かったんですけど、肝腎の子どもの安心・安全を確保するためですので、導入後どのような取組をなさってこの安心・安全の啓発に努められるのか、あるいはどのようにして把握をされるのか教えてください。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

児童の安全のためには、バスへの装置の設置のみではなく、安全管理マニュアルというのが示されておりますので、こちらによって園側がチェックをするような仕組みを想定しております。

そちらの運用を確実にしていただくように、市としても園側と話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

しっかり取り組んでいただくということは分かったんですけど、取り組まれた後の報告等は、受けられるように予定されてあるとか、あとはお願いしますっていうところまでで介入はやめるのか、その辺りはどうですか。

できれば、終わりましたという報告等だけでもいいので受けて、取り組まれたようだというような報告も、質問があった際にはできるようにしとってほしいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

委員御指摘のように、この目的が児童の安全・安心ということになりますので、市としても今後園側と話をしながら、そのような報告体制についても検討してまいりたいというふうに考えております。

#### **成富牧男委員**

すみません、一緒に聞いとけばよかったけど、いわゆる保守料、維持のために必要な金額ってというのはどれぐらい？

これは負担になったらいかんですよね、だんだん負担になって、やめとこうとかそういうのにつながったらいかんですよね。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

現在のところ、保守点検費用などについての支援は市としては考えておりませんが、費用的なものがどれくらいかかるのかを検討しながら、今後考えていくことになるかと思います。

#### **成富牧男委員**

やっぱり今日ここに出すときに、保守点検は合わせてこのぐらいやけん予算は当面支援の中には入れておりませんか、逆に入れますとか、そういうのが欲しかったけど、今のところ分からんということね。それちゃんと出しとってくださいね。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

委員がおっしゃるとおり、今のところ把握をしておりませんので、今後把握に努めたいと思います。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかにありますか。

#### **中川原豊志委員**

確認です。

安全装置を導入するのはいいんですけども、安全対策のマニュアルっていうのがあるというお話だったけど、こちらのクラブは2つの小学校に送迎に行かれてると思うんですよ。

そういったときに、人的不足とかがあって運転手だけで行くとか、随行する職員がいなかったとかそういうことっていうのはないですよね？

必ず2人以上で送迎に行くとかいうマニュアルになってるかどうかの確認はできてますか。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

今回示されております業務の安全マニュアルにつきましては、チェックシートというのがございまして、その中で子供の数の確認、乗るときの子供の数、降りるときの子供の数、連絡のない子供の欠席などの確認、バスを離れる前の子供が残っていないことの確認、そういった、機器に頼らないで自分の目視できちんと確認をするというようなチェックシートなどを運用していく形になっております。ですので、このところを確実に運用がされれば安全は保たれるものというふうに我々は考えますので、ここら辺の運用の徹底について園側にも指導していきたいというふうに考えています。

#### **中川原豊志委員**

やはり機器に頼らないで、そういう徹底した安全対策をやっていくというのが基本にあると思うんで、その辺の指導をしっかりとお願いしときます。

#### **藤田昌隆委員長**

今の話に付随だけど、マニュアルをつくったからといって、結局守ってないけん、ああいふ事故が起きるったい。

防災訓練とかいろんなものがあるんやけど、実際に実技まで入れてせんと、マニュアルをつくって、ましてや今度機械が入る——さっき言ったんやけど、命がかかるとるけんダブルチェックが必要だし、マニュアルだけに頼らずに実際にそのマニュアルを使って実技に入れてみるとかそういう訓練。

やっぱり先生たちも入替えがあるんで、私はそういうのが本当に必要だと思うんよね。想像してごらん、バスの中で40度C、60度Cとか、それを想像しただけで——それが起こらんようにということで、こういうのが出てきたけん。

やはり徹底的に私はやるべきだと思いますので、訓練まで入れたような形もぜひ一回検討してほしいなと思いますが、牛嶋課長いかがでしょうか。

#### **牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

委員長がおっしゃるとおり、今回の静岡などで起きた事故については、いわゆるヒューマンエラーというか人間のエラーということでございますので、日頃からのそういったマニュアルを使った研修、訓練などが重要になっていくかというふうに我々も考えます。

そこら辺については、園とも十分話しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**飛松妙子委員**

まず、放課後児童クラブで送迎バスがあるのが、げんきさんだけだと思うんですが、今後バスを導入する児童クラブがあるとすれば、今回は国が予算化されてますが、自費なのか、もしくは市がここを考えて助成をしていくのか、その辺りはどのように考えていらっしゃるのか。

あと、機器に頼らないっていう部分では、ニュース等で子供たちにクラクションを鳴らせる訓練をさせたりとか、あそこは幼稚園だったと思うんですが、いろんなことに取り組んでありました。

児童クラブだと小学生ですから、逆に言ったら、幼稚園児よりもそういう部分には長けているのかなと思いますので、そういう訓練も実際されていらっしゃるのか。

今後そういうのも含めて、機器に頼らない訓練もされていくのか、その辺りの考え方を教えていただければと思います。

**牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長**

今後このような送迎バスを導入するようなクラブが出来たときでございますけれども、現在のところ市単独でこの助成を行うかどうかについては、まだ決めておりません。

けれども、国等がそういった措置をされれば、当然活用しながらこの事業に取り組んでいくことになろうかというふうに考えます。

それから、子供たちも含めた訓練などにつきましても、先ほどもお答えしましたが、研修それから訓練についても、園と話しながら指導していきたいというふうに考えております。

**飛松妙子委員**

分かりました、ありがとうございます。

今後もしバスを導入することがあるようであれば、最初から安全装置の導入がされているのを条件で導入していただくっていう形がいいのではないかなと思っておりますので、また検討していただければと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかに何かありますか。

**樋口伸一郎委員**

これ、国が10分の10ですけど、期限っていうか、今だけの一時的なものですか。



## 教育総務課

### 報告第1号専決処分事項の報告について

#### 藤田昌隆委員長

次に、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 佐藤正己教育総務課長

それでは、報告第1号を御説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

事故の相手方は、鳥栖市本町在住の松永様で、損害賠償額が4万5,400円。

概要といたしましては、令和4年9月15日午後4時頃、鳥栖北小学校敷地内において、市職員が除草作業していたところ、操作しております草刈機によって跳ね上げられた石が、市道八坂神社・野添線（鳥栖市本町3丁目1468番1地先）を走行中の、相手方所有の自家用車のリアガラスに直撃し、ガラスが破損したものを損害賠償したものでございます。

説明は以上でございます。

#### 藤田昌隆委員長

何か。

#### 飛松妙子委員

確認ですが、この金額は全額鳥栖市の負担ということでよかったですでしょうか。

#### 佐藤正己教育総務課長

そのとおりでございます。

#### 樋口伸一郎委員

1個だけ教えてください。

学校内において草刈りをして、この専決処分があったわけですけど、この事業主体となる担当課が専決処分してるんですか。

例えば道路とかで、維持管理課とかでも専決処分がよく上がってくるじゃないですか。

今回は学校内で草刈りしよったけん、ここに発生した専決処分という考え方で合ってますか。それだけです。

**佐藤正己教育総務課長**

教育総務課所属の市職員が――学校用務員になりますけれど、作業をしていたということで、その所管をしているということで……

**樋口伸一郎委員**

例えば、これはここですけど、こういう草刈りのケースは所管がいろいろあるわけじゃないですか。

どこからでも発生するのを考えると、全体で見れば、専決処分がばらばらに出てくるということですよ。

ここからしたらこれ以外の専決処分は関係ないですけど。

今言われたのは、いわゆる所管内でやってたからここで審査をする必要があって、それ以外になればここでは関係なくなると。

**佐藤正己教育総務課長**

そういうふうになるものだと考えています。

**成富牧男委員**

さっき言ったこれ、維持管理課なんかで道路のへこみなんかのときもひよっとしたら聞いたことあると思いますけれど、9月15日だから結構時間がたってますよね。

すんなりいってこれぐらいかかるんですか。すんなりいったんですか。

**佐藤正己教育総務課長**

今回、期間が4か月ほどかかっておりますけれど、相手方からこういった一連の書類の提出がちょっと遅く……、11月末頃に頂いたということもあって、今回の報告ということになっております。

**成富牧男委員**

役所側のせいじゃないということですね。

現在もそうであればそういう答弁をいただければいいんですが、手続とか色々は全て担当のほうでやっておられるわけでしょう。

そこで、通常の事務とは別の負担が生じているわけですよ。

さっきのような理由だったらいいけど、もう少しいろいろあるような――お互いに4対6だ、5対5だとかそういう話だったら、そういうのも全部職員でやっておられるというふうに認識してるわけですけど。

民間保険っていうのはないということを知ったことがありますけど、民間保険がない、もし



くは民間保険にできない理由とかあるんですか。

#### **小柳秀和教育部長**

損害賠償の交渉に当たっては、弁護士法の適用になりまして、当事者もしくは弁護士でしか対応ができないということで、今言われた件については、保険会社ではできないということになります。

以上です。

#### **成富牧男委員**

前も同じ理由を言われたけど、別な仕事をせないかんのは大変よね。

以上です。終わります。

#### **中川原豊志委員**

用務員さんによる草刈りでの事故というのが、旭小学校でこの前ありましたよね。

用務員さんは1人しかおらんので、やっぱり業務的には大変かもしれんばってんが、続けであると、何らかの対策マニュアルが必要かなと思うんやけど、その辺どんなふうと考えてあるんですか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

体育祭前とかに大がかりな除草作業をするのであれば、他の用務員さんの応援をお願いするとかで対応をするかと思えます。

例えば一部分であるならば、いろいろ問題はあるかもしれませんが、除草剤を使うとか、この前議員から質問があった以外の、環境に配慮するような除草剤を使うとかいうことも、考えるようにしなきゃいけないのではないかなというふうに思っております。

#### **中川原豊志委員**

市道と隣接してるところやけん、金網の下ぎりぎりをしていて飛んだのかもしれんけど、いろいろ安全対策はされてるけれど、やっぱりそうなったということだと思いうんで。

難しいけど、除草剤を振っていい場所、刈りづらいところというのはその辺を考えてもいいのかなと個人的には思います。

なるべく再発しない方法をぜひ検討していただきたいということです。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかにありますか。

[発言する者なし]

よろしいですね。これで質疑を終わります。

そうしたら、総括、採決に入りますんで、準備のため暫時休憩をいたします。







か。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



**藤田昌隆委員長**

これもちまして、令和5年1月臨時会の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

**午後2時散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆

